

週刊 税のしるべ

第3618号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

主な税制改正要望を紹介	2面
国税庁の7年度概算要求	3面
SO税制の株式管理で手引き	3面
中小M&Aガイドラインを改訂	4面

非上場株式の相続巡る評価通達6項訴訟

特定の相続財産のみ専門的評価は平等原則違反

高裁判決 合理的な理由なしに

納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分を行ったこと是非が争われている訴訟で東京高裁は一審の東京地裁に続き、処分を取り消す判決を下した(9月2日号1面参照)。納税者勝訴という結果は同じながら、高裁は地裁の判断に大幅な変更を加えている。高裁が変更した判断のうち、既報のものを除く主なものをお伝えする。

「納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分を行ったこと是非が争われている訴訟で東京高裁は一審の東京地裁に続き、処分を取り消す判決を下した(9月2日号1面参照)。」

「納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分を行ったこと是非が争われている訴訟で東京高裁は一審の東京地裁に続き、処分を取り消す判決を下した(9月2日号1面参照)。」

東京高裁の判断 (一部)

控訴人(国)は、本件において評価通達6を適用すべき根拠として、本件相続株式につき、本件通達評価額と本件相続開始日における交換価値との間に著しいかい離があり、被控訴人(納税者)らがそのことを十分に認識することは可能であった旨主張する。

しかし、取引相場のない株式の交換価値は本来、専門的評価を経ない限り判明し得ないものであって、(現に、控訴人は評価を外部委託している)、外形的事実によって取引相場のない株式の交換価値を合理的に推測することが可能であるとは必ずしもいえない。とりわけ、M&Aが行われる場合においては、高度な経営判断や双方の交渉の結果等により株式の売買代金が決定されるのであって、売買代金が交換価値を反映しているとは限らないというべきである。

このことは、結果的に、専門的評価により交換価値と評価通達180に定める類似業種比準価額とのかい離の程度が著しいと判定された場合においても変わらないのであって、本件相続株式について、譲渡予定価格(10万5068円)と本件算定報告額(8万373円)が比較的近く、これらが本件通達評価額(8186円)と大きくかい離しているからといって、更正処分時点にさかのぼって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(特段の事情)が存在していたということにはならない。

そして、評価通達6の適用に当たり、上記かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行うべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則に反するものというべきである。

定額減税Q&Aを改訂

予定納税・確定申告関係

国税庁は8月30日、令和6年分所得税の定額減税Q&A(予定納税・確定申告関係)を改訂した。1問が追加されたほか、2問が修正が加えられている。このうち、追加された問は、青色事業専従者等に係る定額減税の適用に係るもの。青色事業専従者の定額減税の適用は定額減税Q

「納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分を行ったこと是非が争われている訴訟で東京高裁は一審の東京地裁に続き、処分を取り消す判決を下した(9月2日号1面参照)。」

「納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分を行ったこと是非が争われている訴訟で東京高裁は一審の東京地裁に続き、処分を取り消す判決を下した(9月2日号1面参照)。」

「納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分を行ったこと是非が争われている訴訟で東京高裁は一審の東京地裁に続き、処分を取り消す判決を下した(9月2日号1面参照)。」

今のご顧問報酬は適正額ですか?

タイムチャーژ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月(5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

末安直貴 編 ▼A5判・1290頁・定価5720円(税込)

令和6年版 消費税法基本通達逐条解説

●税理士、会計士、事業者、公務員、公共団体など消費税の実務に携わる方の必読書として6年振りの改訂版。令和6年6月28日発布までの通達改正を網羅し、基本通達のすべての条項を詳細に解説。インボイス通達、軽減通達、総額表示通達を基本通達と統合されたこと、税務調査対応・顧問先指導・税理士試験にも不可欠の1冊。巻末には様式通達、経理通達、税率引上げに伴う経過措置通達などを収録。

秋山友宏 著 ▼A5判・380頁・定価3080円(税込)

キーワードで読み解く 所得税の急所

●本書では確定申告で比較的多く見かける誤りやすい事項に加え、所得税の取扱いを左右する重要な17の事項をキーワードとして取り上げます。税理士事務所、税務顧問の会話をきっかけに、キーワードに関連するトピックについて問題点を所在や考え、解決のヒントを丁寧に分かりやすく解説。前版(平成27年刊)以降の改正等を踏まえ、内容を見直し、大幅に改訂。

松本好正 著 ▼A5判・730頁・定価4620円(税込)

四訂版 株式譲渡・相続・贈与に役立つ 非上場株式等の評価Q&A

●株式を評価する機会が増える中、個人や法人が非上場株式を譲渡する場合や合併、増資、新株引受権の付与など益々増えていくものと考えられる。本書では、特に難解とされる非上場株式の評価に着眼し、課税の前提となる非上場株式の評価の仕方を最新の事例、判例を含め基本的なことから応用までをQ&A形式で分かりやすく解説。

佐藤敏郎 著 ▼A5判・150頁・定価2200円(税込)

対話でわかる! インボイス制度・電子帳簿保存法への実務対応

●電子帳簿保存法の「電子取引データ保存・インボイス制度」は、どちらも取引関係書類に関するルールで、今後は、新たに導入されたインボイス制度と改正された電子帳簿保存法の2つの制度に対応が必要。本書は、電子帳簿保存法とインボイス制度のそれぞれの概要と関係性及び実務対応にあたるポイントを、対話形式と図表によりわかりやすく解説します。

木山泰嗣 著 ▼A5判・500頁・定価3300円(税込)

リーガルマインドで読み解く 重要税務判例20選

●本書は好評既刊「税務判例が読めるようになる」の改題拡充版です。基本的かつ重要な20の税務判例を「リーガルマインド」で読み解くことを主眼とし、判例評釈や判例評論の集積である「判例集」とは異なる観点からケーススタディによりわかりやすく解説。実際の判例のどのような部分に法理論や体系的な考え方が息づいているかなど、具体的に理解できる冊。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
「国税速報データベース」(二税)の電子版、アクセスは、
次のアドレスで: https://www.zaikyo.or.jp

【大蔵財務協会 オンラインブックショップ】

各省庁の7年度税制改正要望

各省庁の令和7年度税制改正要望が出そろった。財務省と総務省のホームページに各省庁の要望が掲載されている。今週号では、前号に掲載した経済産業省と国土交通省以外の各省庁の主な要望を紹介する。金融庁は、上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直しなど、厚生労働省は、医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置など、子ども家庭庁は、子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充などを要望した。

6年度大綱に「早急に検討し結論」と記載

金融庁

NISAの利便性向上や企業年金、個人年金制度の拡充等、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについての検討を含む金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)を要望するとともに、令和6年度与党税制改正大綱で物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得るとされたことを受けて、上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直しを求めた。

このうち、物納要件等は平成28年度から継続要望しているが、6年度与党大綱の検討事項に「いわゆる『老老相続』や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得ることが盛り込まれ、見直しに向けた機運が高まっている。

今回の要望では、現

農水省

食料システムの持続性確立で措置を

持続的な食料システムの確立に向けた農業と食品産業の連携強化等の促進に係る税制上の所要の措置(所得税・法人税・登録免許税)を要望した。

食料システムの持続

厚労省

医療・介護DXの推進で新規要望

医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置を新規に要望した。

この点、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)では、より質の高い効

そのために、医療・介護DXの推進に向け、医療介護のデータ活用の方針および基盤整備、システム開発・運

用主体のあり方等について、社会保障審議会等で検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずることを求めている。

医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、公的年金制度のあり方について、社会保障審議会年金部会で検討を行っており、その

結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずること、企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずることを求めている。

また、公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、公的年金制度のあり方について、社会保障審議会年金部会で検討を行っており、その

改正大綱で示されていた子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を求めた。所得税において、生命保険料控除は拡充と延長を求め

税務署長の許可を得る必要があるため、利用実績が限定的であると指摘。また、上場株式等は納税者が換金せずとも国で容易に換金が可能であること、高齢化が進み、相続人・被相続人ともに高齢者である老老相続が増加することが見込まれることなどの環境下では、納税者が物納税額を評価しやすくなる見直しを行うこと

加えて、相続財産となつた上場株式等は原則、相続時点の時価で

河野太郎デジタル相が自民党総裁選に向けて公約となる政策を発表した。将来的に年末調整を廃止し、全ての納税者に確定申告を求めるとした。その申告は、行政が所得情報を迅速に把握する仕組みを構築することで、自動での入力や計算が可能となり、簡素で容易なものになるとしている。★諸外国の多くは、源泉徴収を行い、年末調整のある国とない国に分かれる。平成29年の政府税調の資料によると、年末調整のある国は英国やドイツ、ない国は米国やカナダ、スウェーデンなど。★日税連では年末調整の廃止について、令和2年に取りまとめた答申で、給与所得者と税務当局の事務負担が増加し、執行上の問題が生ずるおそれがあるとして、廃止は適当ではないとしている。今後、廃止に関する検討や議論が行われるのだろうか。(丁)



③食品産業の事業者が一面の認定要件を満たす計画の認定を受けた場合は、当該計画が産業界の競争強化に基づく事業適応計画(エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画のうち生産効率化等設備に係るもの)、事業再編計

率的な医療・介護を供給する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、政府を挙げて医療・介護DXを確実に

かつ迅速な承認制度の確立等について、厚生科学審議会等で検討を行っており、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずることを求めている。

また、公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置については、公的年金制度のあり方について、社会保障審議会年金部会で検討を行っており、その

子ども家庭庁

子育て世帯で生命保険料控除を拡充

令和6年度与党税制

改正大綱で示されていた子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を求めた。所得税において、生命保険料控除は拡充と延長を求め

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税加算会社の実績分)と

立山酒造株式会社

MY WILL SUSTAINABLE & TECHNOLOGY

地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

豊島株式会社

www.toyoshima.co.jp

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルギー 28品目不使用 国産みかんゼリー

愛知ヨーヨー株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 0568-77-3141

名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台 1-1101 052-773-4911

小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 0568-71-4911

四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 059-347-4911

三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 0533-95-4911

福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 092-503-2151

熊本営業所 熊本県南区日吉 2-1-41 096-357-4911

鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 099-229-4911

北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 076-257-3565

関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 03-3526-3141

天翔 神田駅前ビル 6F 607

岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 058-260-4911

京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 072-634-4911

長野営業所 長野県伊那市御園 2 0265-76-4939

予算要求は6年度当初予算比4.5%増

定員の純増要求数は122人

国税庁はこのほど、令和7年度の予算概算要求と定員・機構要求をまとめた。7年度予算概算要求額は、6年度当初予算額比4.5%増の6445億6700万円となっている。このうち、日本産酒類の輸出促進等を中心とした酒類業振興事業経費として同67.2%増の34億8100万円を要求した。他方、機構要求においては、5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げている国家公務員の定年引上げに伴い、役職定年制の対応として豊富な知識と経験を活かし、税理士法違反行為者に対する懲戒処分などを行う「税理士事務専門官」(仮称)の各局の新設を求めている。

このほか、5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げている国家公務員の定年引上げに伴い、豊富な知識と経験を活かし、税理士法違反行為者に対する懲戒処分などを行う「税理士事務専門官」(仮称)の各局の新設を求めている。国税庁は5日、令和6年度の確定申告はスマートフォンとマイナポータル連携でさらに便利に

度同庁の定員合理化目標数は552人とされていることから、この結果、7年度定員の純増要求数は122人となった。

機構要求では、「イノベーション制度の円滑な導入等」や同庁が重点的に取り組んでいる「消費税不正還付への対応」として、福岡局調査第一部に国際監理官の増設を要求。経済のグローバル化が急速に進む中、現在は東京局調査第一部にのみ設置されている国際監理官を大阪局にも置き、西

日本のセンタール局としてグローバル化の対応を重点化していきたいと考えた。

「酒類業振興のため」の体制整備として、同庁課税部に「鑑定参事官」(仮称)の新設を要求。課長級の鑑定参事官を置くことで、日本産酒類の海外拡大に向けた対外的な調整に臨む際の格を高めることを目的としている。

このほか、5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げている国家公務員の定年引上げに伴い、豊富な知識と経験を活かし、税理士法違反行為者に対する懲戒処分などを行う「税理士事務専門官」(仮称)の各局の新設を求めている。

定年引上げに伴い「税理士事務専門官」新設求める

6年度の要求額全体は約9割を占める人件費は、退職手当の増加により前年度より238億円多い5618億3400万円、一般経費は、前年度より38億円多い827億3300万円だった。

一般経費の内訳を見ると、税に関する電話相談やe-Tax関係庁舎への移転関係経費7300万円も含まれている。また、「酒類業振興事業経費」は、日本産酒類の輸出促進等を中心に同67.2%増の34億8100万円を要求。一方、7年度

ストックオプション税制

令和6年度税制改正では、ストックオプション(SO)税制において、発行会社自身による株式管理スキームが措置された。譲渡制限株式について、発行会社による株式の管理がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能となった。これに伴い、経済産業省はこのほど、役員等が税制適格SOを行使して取得した株式について、発行会社自身で管理するための要件をまとめた手引きを発表した。発行会社が作成・保

経産省が発行会社自身で株式を管理する場合の手引きを発表

存しなければならない「区分管理帳簿」の記載事項やイメージなど示す

行使することによって取得した株式を相続等によって承継した者、特定株式を發行会社自身で管理する場合、發行会社は、「権利者」と「承継特例適用者」ごとに、特定株式等の取得日や譲渡日な

「区分管理帳簿」の記載事項やイメージなど示す

区分管理帳簿とは、SOを行使する一定の事項を記載した区分管理帳簿を作成しなければならない(役員等が株式を譲渡する場合)として示されている。権利者とは、税制適格SOを付与された者、承継特例適用者とは、権利者が税制適格SOを行使することによって取得した株式を相続等によって承継した者、特定株式を發行会社自身で管理する場合、發行会社は、「権利者」と「承継特例適用者」ごとに、特定株式等の取得日や譲渡日な

区分管理帳簿は保存も必要とされている。

区分管理帳簿は、フォーマットが公開されており、記載イメージも示されている。

確定申告が新機能等でさらに便利に

国税庁は5日、令和6年度の確定申告はスマートフォンとマイナポータル連携でさらに便利に

スマートフォンとマイナポータル連携でさらに便利に

スマートフォンとマイナポータル連携でさらに便利に

昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市港区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

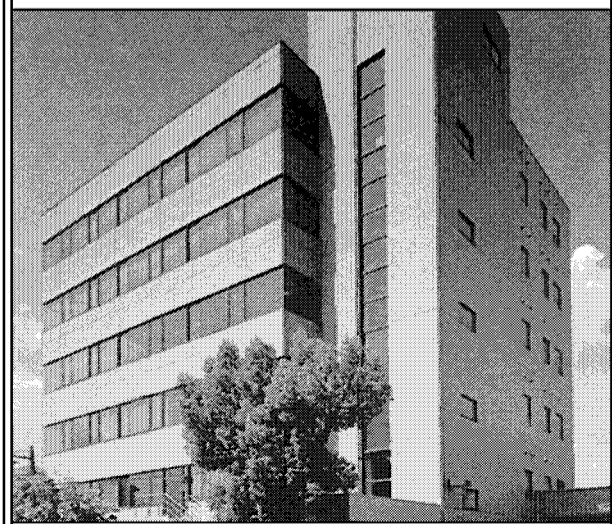
精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光興産特約販売店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2675
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

ENEOS株式会社 特約店
ENEOSグローブ株式会社



株式会社 武重商会
本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)
松本支社 松本市高富安1-30 電話 松本27-6111(代表)

中小M&Aガイドラインを改訂

健全な環境整備と支援の質向上へ

中小企業庁は8月30日、中小M&Aガイドラインを改訂した。昨年9月の改訂に続くもので今回の改訂で同ガイドラインは第3版となる。不適切な譲り受け側(買手)の存在や経営者保証に関するトランプル、M&A専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題に対応し、中小企業向けのガイダンスおよび仲介者・FA(フィナンシャル・アドバイザー)向けの留意事項等を拡充した。

今回、改訂によって譲り渡し側の経営者保証の拡充等がされたのは主に、①仲介者・FAの手数料・提供業務に関する事項、②広告・営業の禁止事項の明記、③利益相反に係る禁止事項の具体化、④ネームクリア・テール条項に関する規律、⑤最終契約後の当事者間のリスク事項について、⑥

を禁止し、情報の取扱に係る禁止事項の明確化などを行った。また、⑥では、中小企業者に向けてM&Aを通じた経営者保証の解除または譲り受け側への移行を確実に実施するための対応として、士業等専門家・事業承継・引継ぎ支援センターや経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談や最終契約における位置づけの検討等の対応について明記。仲介者・FA向けには、士業等専門家・事業承継・

引継ぎ支援センターや経営者保証の提供先の金融機関等への相談が選択肢となる旨の説明、最終契約における経営者保証の扱いの調整を行うことを求めた。なお、⑦に関しては、M&A仲介業の自主規制団体である一般社団法人M&A仲介協会が8月26日、悪質な譲受

け事業者の情報を会員間で共有する「特定事業者リスト」の運用を10月1日に開始すると発表している(9月2日号4面参照)。中小M&A市場における健全な環境整備と支援機能における支援の質の向上を図るなどとして

改訂を通じて、中小M&A市場における健全な環境整備と支援機能における支援の質の向上を図るなどとして

維持しているものや、その納税義務者と特殊な関係にある者等を第二次納税義務者とし、その者に対して補充的に納税義務を負担させることにより、徴税手段の合理化を図るために認められている制度だ。法令の要件に該当する事実を把握したときは、第二次納税義務を賦課することにより、租税の徴収確保を図っている。

第二次納税義務で徴収確保

国税庁5事務年度は100回賦課

国税庁では、悪質・処理困難事案に対して「第二次納税義務」を賦課する方法により、租税の徴収確保を図っている。

「第二次納税義務制」は、本来の納税義務者から租税の全部または一部を徴収することが出来ない場合に、納税者の配偶者その他親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を

務者から租税の全部または一部を徴収することが出来ない場合に、納税者の配偶者その他親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を

【第二次納税義務を賦課し、滞納国税の全額を徴収した事例(関信局管内)】
滞納国税を累積させたまま廃業した滞納法人は、すでに解散登記を済ませており、差押可能財産は見当たらなかった。

SOPOOL制度を創設

産競法等の一部改正法が2日施行

「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部が2日に施行された。産業競争力強化法関係では、会社法の特例として、募集新株予約権の機動的な発行(ストックオプション・プルー)に関する制度が創設された。経済産業相と法務相の確認を得たスタートアップを対象

に、自社で定める一定の範囲でストックオプション(SO)の柔軟かつ機動的な発行を可能とする制度で、募集新株予約権の募集事項に関して、株主総会から取締役(会)へ委任できる事項として、権利行使価額と権利行使期間が追加され、委任の有効期限が1年間から会社設立後最大15年間に延長することが可能となった。

SOは、特にスタートアップにおいて、人材確保の観点から重要な要素となるが、スタートアップを含む非公開会社においては、株主総会の決議でSOの内容を定めることが必要となる。しかし、取締役会に決定を委任できる範囲・期間が限られており、柔軟性や機動性に欠ける状態となっていた。そこで、スタートアップの人材確保をよ

り後押しするため、産競法改正により会社法の特例として同制度が措置された。経産省ホームページには、同制度の概要や法令のほか、経産相と法務相の確認に関する手続の流れや申請可否のフローチャート、同制度のQ&Aなどが掲載されている。

申請可否のフローチャートでは、申請可能なパターンごとに、申請に必要な書類が示されている。

なお、同制度における特例委任決議等による発行された募集新株予約権であっても、税制適格SOとしての要件を満たしている限り、SO税制を活用できることとしている。

書書の交付までの標準処理期間は1カ月としている。

定額減税の影響で7月税収

財務省は1日、7月の税収実績をまとめた。それによると、前年同月比35.6%減の4兆3189億円で、同月末累計は同24.2%減の7兆2771億円だった。


税目別にみると、源泉徴収分は、同50.2%減の2兆1933億円と大幅に減少した。大きく減少した要因の

一つは、定額減税の影響によるもの。また、親子間配当の源泉徴収の取り止めの制度変更の影響により配当税収が前年より1.4兆円減少。3月期決算法人の株主総会が6月にピークを迎えた後に配当があることで7月分の配当税収に大きく影響した。

申告分は、第1期予定納税の収納が7月末の期限だが、今年はその期限が9月末に延長されたため、まだ納税がない。こうした要因により、全体の所得税収は、同54.9%減の2兆2272億円となった。

法人税は、5月期決算法人の確定申告分と11月期決算法人の中間申告分が中心で、前年度より4倍の1239億円と大幅に増加。同省は、「7月分は、例年3月決算法人の還付金が多く出てマイナスになることもあるなど、法人税収が大きくない割にブレが激しい。このため、今回は前年を大きく上回ったが、これを上回ったトレンドが言えるということではない」と説明している。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社
代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
<https://www.15mimura.co.jp>

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 **三浦酒造株式会社**
〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

10

前回、税務通達の法的性格論を述べた。その税務通達に関して、近年、最も注目されてきたのが、財産評価基本通達(評価通達)6項の適用問題である。同項を適用した課税処分について、やれ、「平等主義の原則に反する」、「下級審判決が同項適用の課税処分を適法と認めた」「特別の事情」とは何か、あるいは、同項適用の課税処分を最高裁として初めて適法と認めた最高裁令和4年4月19日判決という「実質的な租税負担の公平に反する」というべき事情」とは何か、というような表面的な議論に終始している。そのため、「評価通達6項がなぜ存在するのか」という本質論が無視されている。

そもそも、相続税法22条は、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時に於ける時価」による」と定めているから、その「時価」を解釈すれば足りることである。そして、この「時価」については、一般的には、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額」すなわち「客観的交換価値」であると解されている。この客観的交換価値については、所得税法及び法人税法において無償取引等に問題となる当該資産の「その時の価額」の解釈と共通していると解されている。

それにもかかわらず、所得税法及び法人税法に関しては、「その時の価額」の解釈につき、それぞれの基本通達において、数箇条の取扱いを定めているに過ぎない。ところが、相続税法に関しては、相続税法基本通達とは別に評価通達を定め、二百数十箇条に及び取扱いを定めている。このような評価通達を定めなければならない理由には、「相続・遺贈」の法的性格と相続等によって取得した財産の「時価」を全て評価しなければならぬことにある。すなわち、「相続・遺贈」は、商事上の取引ではないので「通常取引される価額」は存在せず、かつ、偶発的に

評価通達6項の存在意義

生じるため予測が困難である。その上、多くは商取引に慣れていない個人間の財産取得であるから、当該財産の「時価」の評価も困難である。他方、相続税法を施行する税務職員においても、相続等によって取得した財産の「時価」の評価に長けている職員が多いわけではない。

そのため、相続税法の施行という実務上の要請から、相続等によって取得する各財産の「時価」の評価方法(評価額)をあらかじめ決めておく評価通達の存在が必要となる。この点につき、評価通達1項(2)では、「時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と定め、同通達2項以下において、各財産の「時価」の評価方法(評価額)を定めている。

この評価方法(評価額)は、課税の公平を図るために統一的(画一的)な方法が採用され、かつ、評価の安全性に配慮されている。そして、各財産に係る課税時期前に定めておく必要があるため、その評価額は一種の標準価額であり、それらを総括した評価基準制度が採用されている。しかし、このような評価額は、標準価額であるが故に、個々の財産の課税時期における実際の「時価」と乖離することがあり得る。

その乖離が租税法主義の下で許容し難いというのであれば、何らかの補完措置が必要になる。その補完措置の一つが、個別の補完措置(評基169(2)、185(2)等)であり、加えて、包括的補完措置すなわち評価通達6項である。同6項は、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長の指示を受けて評価する。」と定めている。このような取扱いについては、納税者側からすると「予測可能性に反する」、「平等原則に反する」等の不満が生じ、それに加担する識者からは、評価通達6項不要論も聞かれる。確かに、評価通達6項の適用については、当事者間で何らかのコンセンサス(適用要件)は必要であるものと考えられる。しかし、評価通達6項の存在それ自体を否定することは、前述の評価基準制度の必要性を否定することとなり、評価実務にも多大な影響を及ぼすことにもなる。

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

■税理士 若林 俊之

10

税務行政に関するデジタル化についても大幅な改革が進んできています。国税庁は令和3年に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2.0—」という取組みを発表したのですが、その2年後の令和5年に、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっていること等を理由に、これを改訂しています。

主な内容は大きくわけて二つで、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収実務の効率化・高度化」となります。後者は納税者の手続き等に直接関わるものでないため、前者に関して施された内容の現状と今後の対応について、二回にわたってみたいと思います。

納税者自身が日常使い慣れたデジタルツールを用いて、あらゆる手続きを税務署に行かずに、また紙の資料も使わずに進めるといった内容が主ですが、その手続きは勤務先等を通じて行われることもありますので、事業者、そしてその補佐や代理をする税理士等の専門家も内容を理解しておく必要があります。

—マイナポータル連携—
行政手続きのオンライン窓口であるマイナポータルと連携し

て、年末調整や確定申告に必要な情報を扱うことが可能となっています。マイナンバーカードの発行率は80%を超えており(令和6年8月25日時点、総務省)、90%を超えるスマートフォン保有率と合わせて考えれば、大多数の納税者が利用できるようになります。

年末調整や確定申告をする際に必要な生命保険等の控除資料、住宅ローン残高証明書、医療費情報、給与所得や公的年金源泉徴収票、株式の特定口座の情報などについては、証明書等を入手して勤務先に提出、あるいは確定申告書に記載もしくは入力するといった手続きが必要となりますが、現在これらの情報はすべてマイナポータルと連携し入手することが出来ますので、収集や管理の手間が減り、また記入や計算の間違いがなくなるというメリットがあると思います。

ただし、こうしたデータ連携を可能にするためには、そのデータの発行や受領に関して、これを取り扱う事業者がデータ化の対応をしていなくてはなりません。例えば、給与所得情報の連動のためには、勤務先が源泉徴収票を電子申告で提出していなくてはなりませんし、また年末調整に必要なデータを従業員から受領するためには、これに対応できるシステムが必要になります。

国税庁のホームページなどに、関連する情報は多数用意されています。

事業者と従業員双方の利便性向上のためにも、一度参照して頂くことを推奨します。

次回も引き続き税務行政のDXのご紹介です。

税務行政のDX①

デジタルの活用で納税者利便向上

社会に貢献する 優良企業



BEMAC 株式会社

今治本社：〒794-8582 愛媛県今治市野間甲 105 番地
TEL 0898-25-8282 FAX 0898-25-3777
東京本社：TEL 03-6550-8211 FAX 03-6550-8212
大阪支社：TEL 06-6476-0611 FAX 06-6476-0631

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三五〇

裁決事例集

208

裁決のポイント

滞納会社が請求人に役員退職慰労金として支給した金額について、国税不服審判所が、請求人の当該会社における役員としての職務執行及び功労との対価的均衡を著しく欠くものであるとして、その支給は無償譲渡等の処分に該当するとした事例。

滞納会社が、審査請求人に不動産及び生命保険契約の契約上の地位等を役員退職慰労金として支給したことについて、原処分庁が、当該支給の額は役員退職慰労金として相当と認められる金額と比較して対価的均衡を著しく欠くものであるから、当該支給は著しく低い額の対価による譲渡に該当するとして、請求人に第二次納税義務の告知処分を行った。これに対し、請求人は、原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、その支給は、国税徴収法第39条「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」に規定する無償譲渡等の処分に該当するとして、請求を棄却した(令和5年12月14日付、公表裁決)。

事案の概要

滞納会社の株式は、請求人(平成17年7月に滞納会社の代表取締役及び取締役を辞任)、滞納会社の代表取締役であり請求人の長男(代表者)、請求人の妻及び滞納会社などがそれぞれ保有しており、請求人及び代表者が自己株式を除く発行済株式総数の50%を超える数を保有する同族会社であった。滞納会社は、K地方裁判所により破産手続開始の決定を受け、破産手続停止の決定を受けた。滞納会社は、令和2年7月31日、臨時株主総会を開催し、請求人に対し役員退

編集部編

役員退職給与の不当に高額な部分は無償譲渡等の処分に該当

職慰労金を支給する旨の決議をした。支給に係る退職金支払明細書の内訳は次の通り。

△役員退職金〇〇〇〇〇〇〇円の内訳▽

- 土地 〇〇〇〇〇円
 - 未収入金(貸付金利息) 〇〇〇〇〇円
 - 保険解約返戻金 〇〇〇〇〇円
 - 現金 〇〇〇〇〇円
 - 合計 〇〇〇〇〇円
- なお、内訳の土地は、請求人が昭和46年9月に売買により取得し、47年2月に建物(土地と併せて「不動産」という)を建築して取得したものである。

滞納会社は、令和2年5月に、同年4月分の源泉所得税等に係る納税の猶予申請書をし税務署長に提出し、納税の猶予の許可を受けたが、その後も納税が困難な状況は変わらず、さらに、同年12月、消費税等に係る納税の猶予申請書を提出し、納税の猶予の許可を受けた。

原処分庁は、滞納会社の財産に滞納処分を執行してもなお滞納国税に不足することから、滞納国税を徴収するため本件支給のうち不動産及び保険契約の契約上の地位の譲渡時の価額の合計〇〇〇〇〇円が、請求人に対する役員退職慰労金として相当と認められる金額〇〇〇〇〇円と比較して著しく低い額の対価による譲渡であり、その差額の〇〇〇〇〇円について徴収法第39条に規定する著しく低い額の対価による譲渡に該当するとして請求人に対し、納付通知書により告知した。請求人は、再調査決定を経た後の本件告知処分に不服があるとして審査請求をした。

争点は、本件不動産は、本件支給決議によって本件滞納会社から請求人に譲渡された財産か否か、及び本件支給は、徴収法第39条に規定する無償譲渡等の処分に該当するか否か。

請求人の主張

原処分庁がした第二次納税義務の納付告知処分について、過去に、滞納会社から役員退職慰労金として支給を受けた不動産を滞納会社に売却したことによる売買契約をしたのは、帳簿上、滞納会社の

使途不明金を請求人に対する役員貸付金に振り替えた残高を消し込むためであり、不動産の所有権は請求人が有したままであったから、不動産は退職慰労金として請求人に譲渡された財産ではない。また、滞納会社が請求人に不動産や生命保険契約の契約上の地位等を役員退職慰労金として支給したことは、請求人の役員退職慰労金として相当と認められる金額の範囲内であり、国税徴収法第39条に規定する無償譲渡等の処分には該当しない。

審判所の判断

役員貸付金及びこれと相殺された売買契約に基づく売買代金には、いずれも実体があつたというべきであることや、滞納会社が売買契約に沿って、不動産の所有権を取得した買主として振る舞っていたことなどからすれば、売買契約は、実体的な仮装売買であつたとはいえない。また、国税徴収法第39条の無償譲渡等の処分に該当するかどうかは、平均功績倍率法によって求めた相当とされる役員退職給与の金額と実際に支給された役員退職給与の金額の乖離の程度に加えて、当該役員職務又は功労の内容、程度、勤続年数のほか役員退職給与が支給されるに至った具体的事情等をも考慮した上で判断するのが相当であるところ、支給の額は、平均功績倍率法により求められる請求人の役員退職慰労金として相当と認められる金額の7倍を超え、その乖離の程度が大きいことに加え、請求人の主な業務は社員教育であり、滞納会社の経営を担っていたとはいえないことや支給の決議当時の状況等に鑑みれば、支給がされたのは、滞納会社が滞納国税の徴収などを回避するためであり、支給の額は不動産及び保険契約を請求人に得させるために設定されたものである。

よって、請求人の職務及び功労と役員退職慰労金の金額との対価的均衡を考慮した上で決定されたものではなかったと認められるから、本件支給は、同条に規定する無償譲渡等の処分に該当する。

注目の二冊

消費税法基本通達逐条解説
(令和6年版)

末安 直貴 編

税理士、会計士、事業者、税務職員、公共団体など消費税法の実務に携わる全ての方の必読書として6年振りの改訂版。令和6年6月28日発通までの通達改正を織り込み、基本通達のすべての条項を詳細に解説した最新版。

インボイス通達、軽減通達、総額表示通達が基本通達に統合されたことから、税務調査対応・顧問先指導・税理士試験にも不可欠の一冊。

「納税義務者」から始まり、「課税期間」「課税範囲」「非課税範囲」「輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税」「資産の譲渡等の時期」「仕入に係る消費税額の控除」「簡易課税制度による仕入れに係る消費税額の控除」「課税標準額に対する消費税額の調整」「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い」「消費税と地方消費税との関係」など全21章で構成。

巻末には「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書の様式の制定について」などの様式通達、経理通達、税率引上げに伴う経過措置通達などを収録。

A5判、1288ページ。定価5720円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



プチ・コール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

プチコール SMART24

プチコール PRO15

電子申告済 28.12.28

検 05.12.28 山本

心ゆたかなコミュニケーションづくり **サンビー株式会社**

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町13番10号
ホームページアドレス <https://www.sanby.co.jp>

5種類の自然生薬が効く。
体内リズムを本来の状態に整え、体内年齢ケア。

巡 温 鎮

約97%の効能

生薬のめぐり湯

松田医薬品株式会社

TEL:088-862-1666 FAX:088-862-1770

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

編集部編 10

前回までは、フリーランス(特定受託事業者)に係る取引の適正化として、二つの義務と七つ禁止行為の説明をしました。これらは、公正取引委員会と中小企業庁の所管となっています。今回からは、厚生労働省の所管となる就業環境の整備として、四つの義務を説明します。取引の適正化と同様に、特定受託事業者に業務委託をする発注事業者(特定業務委託事業者)が守らなければならないルールとなります。

募集情報の的確表示義務

特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集を行うときは、その情報につい

募集で誤解が生じる表示は不可

て、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないこととされています。

この義務は、特定業務委託事業者が、不特定多数の特定受託事業者を募集する場合に適用されます。そのため、特定の個人との交渉において提示される募集情報は対象になりません。

フリーランス保護法の違反となる例としては、①意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示する(虚偽表示)、②実際に募集を行う企業と別の企業の名称で募集する(虚偽表示)、③報酬額の表示が、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示する(誤解を生じさせる表示)、④すでに募集を終了したにもかかわらず、削除せず表示し続ける(古い情報の表示)な

どが示されています。

一方で、当事者間の合意に基づき、広告等に掲載した募集情報から実際に契約する際の取引条件を変更することは、違反とはなりません。

ハラスメント対策に係る体制整備義務

ハラスメント行為により特定受託事業者の就業環境を害することのないよう、特定業務委託事業者は、相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされています。また、特定受託事業者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない

こととされています。

ここでいうハラスメント行為には、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントが含まれます。

特定業務委託事業者に求められる相談対応のための体制整備の内容は、①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応となっています。

これらの対応にあたり、特定業務委託事業者が、雇用主として労働法に基づき講じている職場のハラスメント対策と同様であり、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用することも可能となっています。

税の書物をひも解く

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

10

深さは、どこからやってくるのか? そんな問いに、1つの考えを提示してみよう。現状分析が的確にされているとき、いかに詳細に優れていたとしても、そこに深さまで感じることには少ないように思う。深さは、現況に時間軸での検討が加わることで生じる、味わいのようなものだ。時間軸とは、誕生から現在までの歴史を指す。歴史を縦軸とすれば、類似するものと比較することは横軸(横断的考察)になる。最近、歴史の直線(日本史)だけでなく、同時期に外国で起

注解 所得税法

注解所得税法研究会 編

大蔵財務協会

「所得税法のバイブル」と呼ばれる基本文献

る知識の披歴に陥るおそれを伴う。税法にシフトしよう。所得税法をどう読むには、現行の所得税制を詳細に分析することが重要である。この法律には、明治20(1887)年の創設から繰り返しされた改正の歴史もある。立法経緯や沿革と呼ばれる「歴史」の縦軸である。本書は「所得税法のバイブル」と呼ばれていて、超がつくほど重要な

刊行)がある。弁護士時代から担当税務訴訟の論点について、必ず本書をひも解いてきた。当時よく助言をいただいたのが池本先生である。研究の道を目指していたわけではないわたしには、ふつうの法学者と異なり、直接の指導教員がいない。学部時代のゼミの先生はいるのだが、民事訴訟法ゼミだった。税法を学問として研究し、大学で講義がで

きるようになったのは、つまるところ独学によるが、最も影響を受けた専門家は、植松先生からの教えを胸に、税務大学校研究部主任教授、東京国税不服審判所横浜支所長、八王子税務署長などを歴任し、税理士試験委員もされた池本先生になる。弁護士時代、担当した税務案件のほとんどについての確かな助言をいただき、入所時から法律事務所の判例研究会では判例の読み方をさまざま教わった。わたしが初めて所得税法の本を書いたとき、先生は「分かりやすい『所得税法』の授業」(光文社新書)のゲラを読んで下さり、随所に丁寧なコメントをくださった。研究や教育で文献を読んでも分からないことがあると、いまでも先生に質問をメールで送信している。税法では先生あって、いまのわたしがある。先生の先生の著書である本書は、個人的にも深い書物である。

きていたこと(世界史)との対比も求められる傾向にある。もちろん横断的考察も重要だが、複雑さを増すと軸がぶれ、対象が曖昧になるから、注意も必要である。法学には、比較法といって諸外国の法制度との対照的考察を行う研究手法がある。他国の制度に触れて視野は広がるが、「〜では」を羅列す

基本文献になる。税にたずさわる方が、必ず手元に置いておきたい1冊だろう。特色の1つに、項目ごとに整理された立法経緯の説明がある。現在は注解所得税法研究会による編集になっているが、もともとは植松守雄氏による大著であった。遺志を継いだ池本征男先生を中心に改訂がされ、現在は六訂版(2019年

きょうになったのは、つまるところ独学によるが、最も影響を受けた専門家は、植松先生からの教えを胸に、税務大学校研究部主任教授、東京国税不服審判所横浜支所長、八王子税務署長などを歴任し、税理士試験委員もされた池本先生になる。弁護士時代、担当した税務案件のほとんどについての確かな助言をいただき、入所時から法律事務所の判例研究会では判例の読み方をさまざま教わった。わたしが初めて所得税法の本を書いたとき、先生は「分かりやすい『所得税法』の授業」(光文社新書)のゲラを読んで下さり、随所に丁寧なコメントをくださった。研究や教育で文献を読んでも分からないことがあると、いまでも先生に質問をメールで送信している。税法では先生あって、いまのわたしがある。先生の先生の著書である本書は、個人的にも深い書物である。

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 9月23日(月)

前回の答え 34.9%

太線で区切られた3x3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4事務年度において相続税の実地調査を行った件数になります。

答え = [A] [B] [C] [D] 件

予想難易度: 8

4		1	5				
1	5	9	7				
	9	A	4	B	5		
			9	6	8	4	
3			2			7	
9	6		3	8			
	5		7	4			
	C		4	8	5	2	
			1	5		9	D

豊かな経験、確かな技術。



大電工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067 高松市松福町2丁目4-6 TEL087-851-1178(代) FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島 建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3

TEL (087) 821-3913

高松局長に上竹氏が就任

納税者から信頼される組織運営を

国税庁の7月10日付の人事異動により、高松国税局長に就任した上竹良彦氏はこのほど、高松市天神前の同局で就任記者会見を行った。上竹局長は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」を實現し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に實現する」という国税庁の使命を達成するために、我々の組織や納税者への信頼を得ることが重要だ。まずは、納税者から信頼される組織運営を進めて参りたい、と力強く抱負を述べた。

また、税務行政のDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進について、社会全体でデジタル化の恩恵を受けられるよう、税務手続に限らず事業者の業務のデジタル化促進に、関係機関や関係民間団体



等と連携して取り組んで参りたい、などと語った。

上竹良彦(うえたけ よしひこ)氏の略歴 昭和58年関東信越国税局入局。雪谷税務署長、国税庁審理室長、国税庁消費税室長などを経て、令和5年7月から熊本国税局総務部長。60歳。茨城県出身。

児島所長が就任の抱負

沖繩事務所関係機関と連携強化

国税庁の7月10日付の人事異動により、沖繩国税事務所長に就任した児島範昭氏(国税庁個人課税課長)は、就任の抱負を次のように語った。

沖繩での勤務は初めてのですが、豊かな自然と独自の歴史や文化を有する大変魅力的なこの沖繩の地で勤務できることを大変うれしく光榮に思っています。



「事業者のデジタル化促進」などの税務行政のDXや「沖繩県産酒類の振興」については、関係機関との連携を強化して、さらに積極的な取り組みを進めていきたいと考えています。

当所は、他の国税局に比べて小所帯ですが「税務コンプライアンスの向上」や「センタ

ー化の円滑な実施」といった重要課題についても、職員が一体感を持って、組織としてしっかりと対応していきたいと思っています。

また、若い職員が多く、伸びしろのある活気のある職場であることも感じ、職員一人一人が「使命感を胸に挑戦する、税のプロフェッショナル」として能力を発揮できるように、組織運営を通して「信頼」を推進していきたいと思っています。

児島範昭(こじま のりあき)氏の略歴 平成2年国税庁入局。福岡国税局総務部長、大阪国税局総務部長、同庁企画官兼広報広聴室長などを経て、令和5年7月から同庁個人課税課長。57歳。岡山県出身。

参加した学生は「税知識だけでなく相手の考え方や、コミュニケーション能力が必要だと感じた。体験を通じて国税局に対するイメージが変わった」「ぜひ国税専門官試験を受験したい」と話していた。

「税の作文」書き方教室開催

杉並青申会 教員免許持った専門家が説明

東京・公益社団法人杉並青色申告会(内山 文)「書き方教室」を開催した。

勝夫会長は8月8日、同会本部アース館で中学生の「税についての作文」の書き方を教える4人が参加した。



まず初めに、同会の職員が課税の公平性について説明し、引き続き、国税の教員免許を持つ専門家が、冒頭で学んだことから税の作文を書く方法について説明した。その後、

参加者は、作文を書き始めるための「アイデアシート」に作文で伝えたいこと、具体的な体験や思い出、書く順番を書き込んだ。

作文が苦手な生徒も始めるための「アイデアシート」に作文で伝えたいこと、具体的な体験や思い出、書く順番を書き込んだ。

少年サッカー大会を開催

札幌南法人会12チーム、170人参加

公益社団法人札幌南 北広島、恵庭、千歳から小学4年生以下の12チームが参加した。当日は朝から雨が降り、芝のピッチに足を踏めず、約170人の子も元気にボールを追いかけていた。

また、例年試合の合



税の絵はがきの応募用紙等を事前にチームへ送っており、各自で取り組む形態として当日提出、各選手積極的に楽しんで参加している様子だった。

サッカー大会の成績は次の通り。

①DOHTO Jr U ②稲穂 ③札幌市南区

親子租税学習ツアーを開催

武蔵府中青申会 科学博物館も訪問

東京・公益社団法人(相原博会長)はこの武蔵府中青申会ほど、「親子租税学習



参加した児童や保護者からは「税金がどのように使われているか知ることができた」「親子で学ぶことができ、良い時間を過ごすことができた」などの感想が寄せられた。

インターンを初めて実施 大阪局

大阪国税局で初となる大学生のインターンシップ(就業体験)が8月22日、23日の両日、

同局で行われ、約180人が参加した。写真。国税専門官試験受験者を対象とし、両日とも同一内容で実施され、国税専門官の業務内容の説明、税務調査



使った街づくり体験、クイズなどで税を学んだら、1億円の重さを体験した。

また、国立科学博物館を訪問し、館内を自由に見学したり、スカイリールを眺めながらのランチバイキングも堪能した。

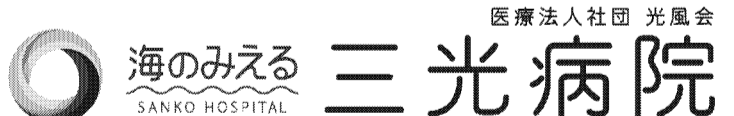


総合商社

株式会社 ナカノ

代表取締役 奥谷利昭

本社/香川県高松市田村町315番地 〒761-8586
 ☎(087)866-5656(代) FAX(087)866-7001
 坂出支店/香川県綾歌郡宇多津町4001番50号 〒769-0221
 ☎(0877)46-3756(代) FAX(0877)46-9715



医療法人社団 光風会 香川県依存症治療拠点機関(アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症) 認知症疾患医療センター

精神科・児童精神科・老年精神科・心療内科・内科



香川県高松市牟礼町原883-1
 TEL(087)845-3301
 FAX(087)845-6822
 https://www.sanko-hp.com

啓発商品

民間納税協力団体の方々に活用いただいている

☆記念品・参加賞等として、「団体名」「PR」等を入れたグッズを承ります!

【取扱グッズ】ボールペン、シャープペン、クリアホルダー etc.

※ その他各種商品を取り揃えています。詳細はお問合せください。 ※ 200個以上のご注文より承ります。(一部の商品印刷不可)

大蔵財務協会 販売局

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
 TEL 03(3829)4141(代)
 FAX 03(3829)4001
 URL http://www.zaikyo.or.jp